

【重要】現職理学療法士の賃上げ（月額プラス3%等）に係る申請対応のお願い

秋田県理学療法士会 会員の皆様（施設管理者・職能担当の皆様）

平素より本会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年度補正予算において、医療・介護従事者の賃上げ等を柱とする「医療・介護等支援パッケージ」に約1.36兆円が計上されました。これにより、理学療法士を含む3療法士についても、1人当たり6万円（月額換算で約1万円）の賃上げを実現し得る予算が確保されています。

今回の施策は、会員の皆様の処遇改善や人材定着において極めて重要な機会ですが、**各施設・事業所から都道府県への申請が行われない限り、給付金は支給されません。**

つきましては、自施設での申請漏れを防ぎ、確実に賃上げにつなげるため、以下の点についてご確認とご対応をお願い申し上げます。

1. 賃上げ施策の概要

対象期間：令和7年12月～令和8年5月（6か月分）

目指す水準：

医療従事者：プラス3%の引き上げ

介護・障害福祉従事者：月額1万円の上乗せ

2. 各施設で取り組んでいただきたいこと

経営層への確認：自施設が本施策の申請を行う予定であるか、経営層や事務部門へご確認ください。

働きかけの実施：必要に応じて、日本理学療法士協会が作成した資料を添付しますので、是非ご活用いただき理学療法士が賃上げ対象に含まれるよう働きかけを行ってください。

3. 協会ホームページへの関連情報の掲載

<https://www.japanpt.or.jp/pt/function/insurance/>